

「平成27年度第3回習志野市都市計画審議会」会議録

1. 会議名

平成27年度第3回習志野市都市計画審議会

2. 開催日時

平成28年3月29日(火) 9:30~12:00

3. 開催場所

習志野市役所仮庁舎 4階委員会室

4. 出席者氏名

委員 朝倉委員、飯生(良)委員、宍倉委員、高橋委員、廣田委員、
山本委員、飯生(喜)委員、木村委員、佐々木委員、関根委員、
布施委員、安部委員、疋田委員

5. 報告事項

- (1)都市計画火葬場(四市複合事務組合第2斎場)の決定について
- (2)都市計画ごみ処理場(茜浜不燃物処理場)の廃止について
- (3)都市計画汚物処理場(茜浜衛生センター)の廃止について
- (4)都市計画公園の決定及び廃止について
- (5)茜浜芝園地区地区計画の変更について

7. 会議録(要約)

福島部長:只今より平成27年度第3回習志野市都市計画審議会を開催させていただきます。それでは、山本会長、議事進行よろしく申し上げます。

山本会長:それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、本日、13名に出席いただいております。会議の定足数の2分の1以上を満たしておりますので、会が成立していることを報告いたします。

続きまして、本日の会議録の署名を佐々木委員さんと布施副会長にお願いいたします。

続きまして、次第2「会議の公開について」ですが、本日の内容につきましては

非公開とする要件はないということで、公開させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

一 同：異議なし。

山本会長：それでは、公開で進めます。

今日の傍聴希望者はなしということで、このまま会議を進めます。それでは、資料の確認を事務局からお願いします。

事務局から資料確認

山本会長：それでは、本日の会議ですが、全て報告事項です。

なお、これらに先立ちまして、もう1件報告事項があるとのことですので、事務局から報告をお願いします。

事務局：第2回都市計画審議会において答申をいただいた「習志野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全に関する方針の変更及び習志野都市計画区域区分の変更」について、昨年12月21日に開催された千葉県都市計画審議会において原案どおり可決され、平成28年3月4日に千葉県より告示されたことを報告します。

山本会長：それでは、会議次第に沿って進めます。

進め方につきまして、報告事項①から③は関連性があるので、一括して説明をして、質疑応答。さらに④、⑤については個別に説明後、質疑応答という形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一 同：異議なし。

山本会長：それでは、順に進めさせていただきます。

まず、①都市計画火葬場の決定について説明をお願いします。

報告事項① 都市計画火葬場(四市複合事務組合第2斎場)の決定について

(担当課：社会福祉課より資料に基づき説明)

山本会長：それでは続きまして、②都市計画ごみ処理場の廃止について、説明をお願いします。

報告事項② 都市計画ごみ処理場(茜浜不燃物処理場)の廃止について

(担当課:クリーン推進課より資料に基づき説明)

山本会長:それでは続きまして、③都市計画汚物処理場の廃止について、説明をお願いします。

報告事項③ 都市計画汚物処理場(茜浜衛生センター)の廃止について

(担当課:クリーンセンター施設課より資料に基づき説明)

山本会長:それでは、何か質問等ございましたらお願いします。

佐々木委員:必要面積について、概ね25%ということで、2万5,400平米をニアリーイコールで2万5,000で足りるという算出方法になっていると思うのですが、公共施設なので、どちらかという上数字を出すべきかと思うのですが、この辺に関し説明できる方はいらっしゃいますか。

事務局:基本計画や基本設計が習志野市茜浜のものができていなかった状態で、面積を決める中、八千代市の基本計画の建築面積をベースに作っております。その2万5,000が正しいかどうかというのは当然検証しております。

佐々木委員:それが今現在、建築面積が6,350必要になったときに、2万5,000以上の用地を確保するという検討には至らなかったのですか。

事務局:この数値については概ねということになっていまして、2万5,000と決めたわけですから、その中でまず土地利用が出来るかどうかというのを基本設計を作るに当たって行っております。

佐々木委員:建築面積が変わった段階で、用地を膨らますという検討をした中で、限られた2万5,000の中でそれが機能的に問題ないということであればいいのですけれども、そちらの検討をしていなかったのは少し残念だと思います。

山本会長:敷地面積、場所と規模、それがある程度固まった段階から建築的な工夫をしていくということで、数値的に25%を超えたから計画の内容・質が低くなるということは一概には言えず、建築設計の工夫で内容的な面は十分にカバー出来るものと思います。今後さらに事務局の方でも内容を詰めていただくことになろうかと思います

朝倉委員:駐車台数が147台、これだけの車が入って、もし地震とか津波になった時に、

避難誘導等が難しい気がするのですが、その辺りの検討はどうなっているのでしょうか。

事務局:今、基本設計をするに当たって災害等を検討しており、私どもの地盤については災害が起きた場合でも水に浸からないという高さ設定です。

山本会長:他にいかがでしょうか。

疋田委員:平成52年に死亡者数が1万3,859人と予測しておりますけれども、平成52年度で、馬込と合わせて余裕はどの位をみているのでしょうか。

事務局:今、馬込の火葬炉は15基、第2斎場の建設予定も15基で合わせて30基ということですが、平成52年には、28基で計算しております。よって、それぞれの式場に1基ずつ、余裕はございます。

廣田委員:この火葬炉の台数と回転数というのが非常に大きな算出根拠になってくるかと思えます。この回転数について2回、3回を想定された根拠ともう1点、大規模災害時にどのような算定をされているか、その2点についてお聞かせいただきたいと思えます。

事務局:馬込斎場では、実際は2.33回転でやっており、これで維持管理はできています。それから、災害時については、1日分が処理できればいいだろうと考えています。1日出来ておけば、ガス復旧だとかそれが1日で回復するだろうと考えています。

廣田委員:災害時というのは、死亡者が災害によって急激に増えた時に回転数を多く見込まなければいけないと思うのですが何体ぐらいに対応される予定で計画されているかということです。

事務局:災害時には、基本的には35体と考えております。

廣田委員:1日35体?

西正室長:今の段階では、災害時であっても環境基準は守らないといけないと考えておりまして、1日2.5回転を基本に考えてます。今、8時間しかみていませんが、仮に24時間フル稼働していくとなれば、もう少し増えると思えます。それはその時に応じてやっていかななくてはいけないのですが、やはり同時に動かすのは10基まででない環境に問題があるということです。

山本会長:15基計画されている中で、同時稼働は10基ということですね。

事務局:はい。

山本会長:稼働時間は1日8時間で環境基準を守っていこうということとなりますと、大規

模災害の時に需要の全てカバーするような施設計画となりますと、これは相当なオーバースペックの計画になると思いますので、施設以外の対応も必要なのではないかという趣旨の提言だと思います。そのあたりは事務局で今後検討していただく内容になろうかと思います。

廣田委員：公共事業の回転数は大分低めに抑えて計画されることがあるかと思いますがマックスどのぐらいまで大丈夫なのかということは想定しておくべきだと思います。それと、火葬炉のメーカーによっても随分性能が違ってくるように聞いておりますので、炉の選定についても慎重に検討いただきたいという意見です。

山本会長：事務方で十分に検討をお願いします。

安部委員：当初基本計画時と設計時の建築単価が11万も差があるわけですが、諸物価の高騰なり、消費税そういうものを含めると、当初考えていた習志野市あるいは他市の負担金の割合は相当高額になってきているのではないか。これから入札、メーカー決定があると思うのですが、どのようなことで削減していくのか、或いは単価の比較、について後々また資料をいただきたいと思っています。

山本会長：事務局よろしくをお願いします。

疋田委員：修景緑地は、臨時駐車場ということですがけれども、この修景緑地を除いた緑地としては全体で何%ぐらいになるのか、教えていただきたいと思います。

事務局：緑地は習志野市の緑化条例等に20%以上とらなくてはいけないとあります。全体で29.9%、そのうちの修景緑地については5.3%です。

山本会長：全体が29%強ということで、修景緑地を除くと23.4%。目標の25には若干少なめですがけれども、最低基準である20%はクリアしているという説明ですね。他にいかがでしょうか。

木村委員：設計工事の工程表についてです。

それで何か修正される点とか、今想定される部分で何か言えることはありますでしょうか。それとも基本設計通りにいくのか、考えられる点をお教えいただければと思います。

事務局：実施設計の準備ということで請け負った業者と協議しているところですが、事業費も、この時点で1.14倍ぐらい上がっているの、材料等は抑えていきたいと考えてます。建物については、基本的には変わらない。ただ、浄化槽の位置とかは変わってくる可能性があります。

面積や駐車台数等、基本的なことは極力変えないで、配置については若干変

わる可能性はございます。

山本会長:他にいかがでしょうか。

高橋委員:最近馬込斎場が混んでいるから保管庫にというような話を聞くことがあるのですが、第2斎場には用意されているのでしょうか。

事務局:保管庫については民間の葬祭業者も持っていますので、その中で調整していきたいと考えてます。

山本会長:衛生センター、ごみ処理場についても、質問をお受けしたいと思います。

安部委員:処理場の件について、当初計画としては25トン日当たりやっていたのですが、25トンがどのくらい減ったのか、教えていただきたい。それから、今残っている敷地で、何年ぐらい埋められるのか。もしそれが到達した場合には、どこにどうやって埋めていくのかについてお尋ねしたいです。

事務局:埋め立ての年数に関しては、当初15年から20年、その間で埋め立てできるだろうという計画をしておりましたが、残渣の量が5分の1になりましたことから、単純に5分の1にはなろうかと存じます。ただし、面積が減っているということで、15年から20年の埋め立ては可能であると考えてます。

処理施設の1日で処理できる能力、5時間当たり25トンがリサイクルプラザを建てたことにより5時間当たり49.65トンになったということです。

山本会長:処理能力としては新しいリサイクルプラザで約2倍の処理能力があるということで、今回の茜浜不燃物処理場は不要になったという理解でよろしいですか。

事務局:そのとおりです。

福島部長:ちょっと補完させていただきます。茜浜不燃物処理場は、ごみを焼却した後に出てくる灰、残渣と呼んでいますけれども、残渣の埋め立て用地、それにプラスして、ごみを色々と前段階で処理をするための施設の設置も想定しておりました。

5時間当たり25トンというのは、あくまでもこれは前処理施設で処理をする、いわゆる資源物とか缶、瓶、そういったものを処理する能力でして、清掃工場で焼却した後の灰を埋め立てる能力とは別です。誤解があるといけませんので、補足をさせていただきます。

先程説明がありましたのは、当初都市計画決定をした時に前処理施設を設置しようと考えていたのですが、実際には清掃工場の敷地の中にリサイクルプラザという前処理施設を設置し、既に5時間当たり49.65トンの処理能力を有して

いるということで、前処理の機能はここに配置する必要はなくなったということです。

安 部 委 員:当初予定していた残渣の量と今現状1日当たり出ている残渣の量とどのぐらいの差があるのかを教えてください。

事 務 局:残渣の量に関しては、年間7,000トンを計画しておりましたが、現状では年間約1,500トンとなっております。

安 部 委 員:今残された部分の埋め立てをするという面積はだいぶ減った訳ですが、当初は15年から20年ということで、それ以降もし埋められなくなった場合の対応を教えてくださいいただきたいと思います。

事 務 局:それについては、今のところ案はございません。

福 島 部 長:これも補足をさせていただきます。現在、私ども習志野市から排出されます残渣は、100%市外に搬送しており、市外の処理業者に埋め立てていただいているという実態です。

ただ、自前で処理できるスペースを確保しておかないと、もし万が一よそから習志野市から排出される灰は一切受け取れませんという状況になった時は自前で処理をしなければいけない。その時のために、今回都市計画決定を廃止しようとする部分は最終処分場として確保している4ヘクタールのうちの0.3ヘクタールですので、残り3.7ヘクタールについては最終処分場用地として確保することになりますので、もし万が一のことがありましたならば、そちらのほうで対応させていただくということです。

安 部 委 員:他県に全てお願いしているという状況は、行政的には決して好ましい状態ではないと思います。第2斎場を建設される皆さん方におかれましては、このような状況を十分認識した中で建設をしていただきたいと思います。

福 島 部 長:1点だけ訂正をさせていただきます。

先程4ヘクタールのうちの0.3ヘクタールを廃止するという説明をしましたがけれども、最終処分場用地4ヘクタールのうち、一部この第2斎場の用地として割愛することになります。従いまして、おおよそ3ヘクタールが最終処分場用地という形で残ります

安 部 委 員:茜浜衛生センターですけれども、市内には、下水道処理に転換できない方がたくさんいらっしゃる。それは色々と事情もあるかと思うのですけれども、いかにして未実施の方が下水道に振り向くという考え方、方向性をお答えいただ

ければと思います。

山本会長:現在、習志野市内の下水道普及率は。

福島部長:平成27年度末で概ね94%というところまで達しておりますが、実際には下水道は整備したけれども、その下水道に接続をしていない御家庭もございます。建設現場で仮設のトイレを使ってし尿をくみ取りで処理をしなければいけないということもございます。従いまして、習志野市で排出される汚物というのは、ゼロにすることはできない。ただ、ゼロに近づける努力はしなければいけない、このように考えます。

今後下水道への接続につきまして、さらに普及に努めていくことが我々の使命であろうと認識はしています。

足田委員:リサイクルプラザの位置づけですが、塵芥処理場の中に、当初都市計画決定した時、このリサイクルプラザを整備しますという計画になっていたのかどうかということです。どういう位置づけをされてこのリサイクルプラザができて、それでごみの減量化につながって不燃物処理場が必要でなくなったのかということになろうと思うのです。

事務局:まず、廃止につきまして、土地利用が未定であったということから現状のままとなっております。今回四市の斎場の建設予定地という検討が進められていることから廃止に至ったわけです。

続きまして、リサイクルプラザを建設した時に都市計画決定すべきだったのではないかというご指摘かと思いますが、塵芥施設全体を都市計画決定しています。したがって、リサイクルプラザを造った時に都市計画決定ということとはしなかったということです。

山本会長:それでは、次第の報告事項④都市計画公園の決定及び廃止について、説明をお願いします。

報告事項④ 都市計画公園の決定及び廃止について

(担当課:公園緑地課より資料に基づき説明)

山本会長:1カ所の廃止と4カ所の都市計画の新たな決定ということですね。質問等をお受けしたいと思います。

安部委員:秋津近隣公園について、どんなふうに市街地と公園と結びつけをするのか、説

明いただければと思います。

事務局:今ある周辺の環境との整合性、住民の意見等を聞きながら、今後この秋津近隣公園については整備を考えたいと思います。

山本会長:アクセスの詳細計画についてはこれからということですね。

安部委員:これをもし仮に公園にすると、みんな歩いていかななくてはいけないわけですから、果たしてそれで公園としていいのかどうか、その辺がやはり一番問題があるのではないかと思うので、十分検討した中で進めていただければと思います。

山本会長:色々な人の、歩行者の動線、さらには車の動線、駐車の問題、その辺りこれから公園計画の中でいろいろ検討されるべき課題だと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局:地域の近隣住民の皆さんと話をさせていただいて、出来るのか出来ないのか、検討課題の1つとさせていただきたいと思ってます。

福島部長:この件につきましては、なぜ今改めて都市計画決定しなければいけないのかということで、疑問に思われるのではないかなと思います。

これは元々埋め立て造成を行いました千葉県企業庁が、この国道357号線の沿道サービス用地として活用したいので市として予定している緩衝緑地帯の一部を割愛して貰いたいという要請があつて、市が条件付きでこれをオーケーしたという経過がございます。

しかしながら、その後、県企業庁が計画していたような土地利用がなされないまま空き地としてずっと推移してきました。住宅、マンションを建てようと思えば建てられてしまうような用途地域になってます。

習志野市は、これまで国道357号線、或いは京葉線と住宅地の間に幅員100メートルの緩衝緑地帯を配置するという事で内外に説明してきた訳ですけども、ここに住宅が建てられてしまったのでは、自らの土地利用の考え方を放棄してしまうことになるということで、企業庁とも色々話をしまして、ここを公園として、習志野市が元々考えていたような土地利用の形に戻すということで、今回この都市計画決定の追加という形で提案をさせていただいているものです。

疋田委員:緑地として計画決定しないで近隣公園として計画決定するというのであればやはり近隣住民の方の利用が出来なければしょうがないということだろうと思います。車で入れない、利用出来ないということであるならば、東側と同じように緑地ということで都市緑地として計画決定すべきだろうと思いますが。

山本会長:只今の発言は、近隣公園としての位置付けを図るには習志野市全体の公園配置、近隣公園だけではなくて街区公園、地区公園、色々な公園種別の全体配置、さらには利用圏の現況、そういったものに即した計画決定であってほしいという要望だと思いますけれども、本日その辺の資料は恐らく準備されていないと思いますので、次回、そのあたり習志野市全体の公園配置の現況、さらには配置計画、整備計画、習志野市全体の公園配置計画といったようなものも含めて説明いただければと思います。

それでは、次の話題に移らせていただきます。

⑤茜浜芝園地区地区計画の変更についてです。

報告事項⑤ 茜浜芝園地区地区計画の変更について

(担当課:都市計画課より資料に基づき説明)

山本会長:それでは、質問等をお受けしたいと思います。

木村委員:区域拡大箇所は芝園近隣公園ということでよろしいですね。

事務局:そうです。芝園近隣公園が今2ヘクタールあるのですが、この地区計画の整備計画区域の設定については約2.4ヘクタールの範囲が加わるという形になります。

木村委員:では、2.4ということは0.4ヘクタール広くなるということですね。

事務局:はい。

木村委員:先程の芝園近隣公園は、今後どうなるかまだわからないと思うのですが、一応どういう検討、今後の活用とされているのか聞きたいです。

事務局:土地につきましては、議会等でも答えさせていただいているのですが、一部は公共事業用地、あとは民間事業用地として回答はしておりますけれども、それ以上のことは今の段階ではわからないというのが現状です。

木村委員:大体スケジュールは、いつぐらいになったら見えてくるのですか。

事務局:告示が11月となっておりますので、それ以降になるかと思えます。

山本会長:それでは、会議次第4「その他」に移らせていただきます。事務局から何かありますでしょうか。

事務局:その他といたしまして、JR新習志野駅前に関する土地利用につきまして説明させていただきます。

その他 新習志野駅前の土地活用について

(担当課:都市計画課より資料に基づき説明)

山本会長:それでは、質問等をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

安部委員:設立当初はそうでもなかったのでしょうかけれども、スポーツ施設や企業の送迎バスが広場に入ってきて、非常に混雑している状態なので、もし新たに再開発の指定を出すのであれば、送迎用のバスの駐車場を造るような方向で考えたらいいのではないかなと。

山本会長:只今の発言は今後、地区整備計画の内容を検討する際に、そういったバスの発着といったようなことを考慮した公募内容にしてほしいという要望ということで検討材料としていただきたいと思います。他に何かありましたら、お受けします。ないようですので、それでは、他に何か事務局から、お願いします。

事務局:平成28年度は、本日報告した案件に加え、多くの案件を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

山本会長:これで本日の予定された事項を全て終了しました。どうもありがとうございました。

— 閉会 —